

National Parliamentary and Financial Reform Association について (2・完)

西 山 一 郎

I はじめに

II NPFRA の成立

III 「急進派=労働連合」

以上、本誌第50巻第5・6号(1978年2月)に掲載

IV 財政改革

NPFRA の財政改革の基本方針は、コブデンの「国民予算」と同様に経費の削減と間接税の減税である（ただし、“Little Charter” のような、財政改革に関する NPFRA の包括的テーゼは存在しないようである）。

NPFRA の論者は一様に近年における経費の膨脹と増税を批判する。「近年」といっても最近の20~30年をさすのではなく、対フランス戦争開始前の1790年代あるいはそれ以前をさす。たとえば、スレイは、ジョージ三世の即位からの財政状況を概観する。その当時は800万ポンドの歳入で国家の運営を十分まかなうことができたし、国債も1億4,000万ポンドにすぎなかった。それが、アメリカ戦争、フランス戦争をへて経費が飛躍的に膨脹し、それをまかなうために増税につぐ増税がおこなわれ、歳入は4,000万ポンドに達し、国債残高は8億8,500万ポンドになった。19世紀に入り「34年間も平和が継続した今日においても、1849年には、国税の形をとった6,000万ポンドちかいかい歳入と8億ポンドにおよぶ『借金』と称される国家債務の負担にわれわれは呻吟している。⁽¹⁾」

(1) *Address on Parliamentary and Financial Reform*.....by W. C. Sleight, 1849, p. 6.

このように過去90年間におよぶ財政の悪化を回顧したうえで、経費の削減と減税に論及する。

まず第1に経費の削減について。NPFRAの経費削減論の特徴は、国債費が削減の対象から除外されていることである。過去の戦争によって膨大な国債が累積し、経費支出の過半を国債費がしめるが、その廃棄はとれない。スレイは、「信義を重んじる人間としてそれを支出しなければならない。」⁽²⁾といい、のちにみるように1790年の水準への経費の削減を提案するウィリアムズも、その対象から国債の利払い費を除外する。⁽³⁾これは、明らかに、国債を所持している新興商工業者階級の利害を反映した意見である。⁽⁴⁾

NPFRAの経費削減項目の第1は王室費(civil list)である。スレイは、王室費38万5千ポンドのうち御内帑金6万ポンドは承認するが、それ以外のとりまき連中等に支出される経費には反対する。⁽⁵⁾ウィリアムズは、王室の森林経営を改善して、女王は王室費を自弁すべきであるという。⁽⁶⁾

国家経費の節約を要求する改革者は、国民の税金によって支出される王族にたいする年金にもきびしい批判の目をむけた。匿名氏は、チャールズ2世の私生児たち、とくにグラフトン、リッチモンド両公爵に下賜された年金(前者にたいしては年額11,000ポンド、後者にたいしては年額19,000ポンド)をとりあげ、それがいかに不当でありかつ巨額にのぼるかを歴史をさかのぼって解明し

(2) *Ibid.*, p. 15.

(3) W. Williams, *An Address to the Electors and Non-Electors of the United Kingdom on the Defective State of the Representative System, and the Consequent Unequal and Oppressive Taxation and Prodigal Expenditure of the Public Money* (以下、*Address to the Electors and Non-Electors of the United Kingdom* と略称), London, 1849, p. 13. *Reformer's Almanack*, 1850, p. 53 も参照。

(4) これにたいして、オブライエンの率いる National Reform League は、国債はわれわれのあずかり知らぬところで累積されたものであり、それには責任がないとする (*Propositions of the National Reform League for the Peaceful Regeneration of Society*, [London, 1850], p. 2.)。

(5) *Address on Parliamentary and Financial Reform*—by W. C. Sleight, pp. 18~19.

(6) Williams, *op. cit.*, p. 15.

たあと、つぎのように警告(あるいは、脅迫)をおこなう。「……国民は、怠け者を養い贅沢をさせるためには税金を納めない、そして、国家の歳入はこれからは節約心をもって運営され、〔租税は〕公平に十分配慮して賦課されるべきであると決意した。上述の話は、官位高官にある人々にたいする警告として公けにされたものであり、もし彼らが、権利として主張されている〔NPFRAの〕改革に反対し、弊害を除去し公平を実現することを拒否しつづけるならば、このような調査はすべての爵位をもつ人々にたいしてもおこなわれるであろう。浪費的な王室への支出や墮落した大臣たちの行動が、困窮した国民によって軽蔑され無視されるかもしれないとわかった時にはもう遅いであろう。」⁽⁷⁾

経費削減項目の第2の、そして最大の目標は、軍事費であった。『改革者のための年鑑、1850年版』は、1848年度の軍事費はカフィル戦費110万ポンドを除いて17,645,695ポンドに達するが、「今日平和であり——1835年には国防費として12,066,057ポンドで十分であった——過去12年間において国家経費を膨脹させたのはこの部門における経費の漸増であったことを考えると、ここにこそ大幅で安全をそこなわない経費削減をただちに実行しうる源泉があるとだれしも考えるのはもっともであろう。」⁽⁸⁾とのべ、軍事力の水準を低下させずに数百万ポンドの軍事費を削減しうるという。

近年における経費水準のもっとも低かった1835年への経費の削減は、すでに前年コブデンが「国民予算」において主張したものである。そして、さらに大幅な、空想的ともいべき経費削減をとなえたのは、ウィリアムズである。彼は、1835年の水準まで経費を削減することが十分できるとのべたあと、「とくと思索してのことがだが、公共サービスをすこしもそこなわずに数百万ポンドを削減することができる。有能な財政家ないし政治家は、平和時の編成定員(今年

(7) Anon., *The Protectionist Unmasked: An Argument for Reform*, London, 1850, p. 32. チャールズ2世の私生児たちに下賜された年金は当時有名だったらしく、スレイもそれに言及し、ある公爵家にこれまであたえられた年金は200万ポンド以上に達するが、それは国庫に返却すべきであるとのべ、聴衆の喝采をあびた (*Address on Parliamentary and Financial Reform*……by W. C. Sleight, p. 20.)。

(8) *Reformer's Almanack*, 1850, p. 54.

は34年目の平和な年)を1790年のそれまで引き下げるべきであり、それは国債の利子を除いて6,131,000ポンドになる(ちなみに、1849年4月5日に終る年度の国家経費は、国債の利子を除いて29,090,000ポンドである)と主張している。⁽⁹⁾という。この1文とともにかかげられたのが第1表である。彼は、有能な

第1表 国家経費内訳

(単位 1,000ポンド)

項目 \ 年度	1790	1830	1835	1849
国債利子	10,578	29,119	28,515	28,490
陸海軍、兵站	4,219	13,915	11,657	17,707
統合基金よりの支出	1,003	2,159	2,106	2,811
雑費	169	1,950	2,144	3,889
徴税費	740	4,876	4,365	4,684
合計	16,709	52,019	48,788	57,581

〔注〕 1,000ポンド未満は4捨5入した。したがって、かならずしも合計金額はあわない。

〔出所〕 Williams, *op. cit.*, p. 7.

財政家ないし政治家が誰れかを明らかにしていないが、国債利子以外の経費をほぼ5分の1に削減しナポレオン戦争以前の1790年の水準へ引き下げようという提案は、実に大胆というべきか空想的というべきか、思い切ったやり方である。

ウィリアムズは大幅な経費削減が可能ないくつかの項目をあげている。第1は徴税费。近年徴税费の膨脹がみられるが、ナポレオン戦争の年である1806年の徴税费は租税収入58,250,000ポンドの4¾%をすこしこえる2,797,000ポンド。ところが、昨年度は租税収入57,054,000ポンドにたいして、徴税费が4,684,000ポンドとなり、8¼%に達した。これを3%に引き下げれば、300万ポンドの徴税费の節約ができ、1806年なみの水準でも経費節約は200万ポンドとな

(9) Willams, *op. cit.*, pp. 13~14.

る。第2に、すでに紹介したように王室の森林経営の改善により王室費38万5千ポンドをまかなうようにすること。第3に、乱費のはなはだしいドック経営の改善(これについては具体的経費節約額を示していない)。第4に、兵舎、要塞などの建設を担当する Ordnance 省の経費の削減。この経費は昨年度3,001,100ポンドであったが、1790年にはわずか375,000ポンドであった。第5に、植民地統治のために年々支出されている400万ポンドの削減。ウィリアムズによれば、400万ポンドの支出の見返りとしては900万ポンドの植民地との交易であり、「数多くの官職〔たとえば植民地行政官〕の任命権をもつ政府以外にとっては、たいしてうまみのある投資ではない。」⁽¹⁰⁾第6に、軍人に支給されている休職給と年金の削減。この経費は昨年度400万ポンドに達したが、これは1790年の軍関係省の経費総額とほとんどかわらない。第7に、その他の経費。これは1790年にわずか168,600ポンドであったのにたいして、昨年度は3,888,600ポンドに達する。第8に、官吏の俸給の節約。これは1797年のイングランド銀行の支払い停止によりインフレが発生し、今日では1797年の倍になっている。⁽¹¹⁾

以上がウィリアムズの経費削減要求の内容である。ここからわかることは、1790年水準への経費の削減といってもかなり腰だめ的であるということである。第1に、第6～8項の削減に関しては金額の明示がないため、これら全部の合計が2,300万ポンドに達するかどうかわからない。第2に、1790年水準といってもそれは物価変動を無視した金額になっており、統計的正確性に問題がある。第3にその実現性の問題となると、NPFRAの論者たちが自らのべたように、貴族、地主、官僚、軍人などの旧勢力の蟠踞する議会在徴税機構の大幅な縮小や王室費の独立採算に賛成するかということ、それははなはだ疑わしいといえよう。

NPFRA は経費の削減によつてういた財源でもって間接税を中心とする減税

(10) *Ibid.*, p. 16.

(11) *Ibid.*, pp. 14~17.

を実施しようとした。つぎに彼らの租税改革について検討しよう。

まずスレイにそって現行の租税体系に対する批判をみよう。彼によれば、今日の租税体系は原理的に不公平、課税の実態において不平等、そして、生理的、社会的ならびに通商の観点よりみて有害である。原理的に不公平とは、現行の租税制度がスミスのいう課税の第1原則に違反しているということ、すなわち国民はその能力に応じて負担していないということであり、それは課税の実態をみれば明らかとなる。スレイは、第2表⁽¹²⁾——これは租税の転嫁をまったく考

第2表 1847年度の歳入
(単位 1,000ポンド)

項 目	負担区分	商工業	不動産
関 税		37,290	—
印 紙 収 入		654	1,308
相 続 税		2,211	—
保 險		1,206	—
有 価 証 券		671	—
新 聞 紙 税		350	—
駅 馬 車		441	—
雑 収 入		123	61
その他の印紙収入		217	434
地 租		—	4,475
所 得 税		2,271	3,273
郵 便 事 業		1,964	—
小 計		47,398	9,551
関税、消費税による原価の上昇分		9,324	—
合 計		56,722	9,551

(出所) *Address on Parliamentary and Financial Reform*
-----by W. C. Sleight, p. 10.

(12) この表は、[Beggs], *The National Reform Association*, [1850], p. 2も引用。
ネタは、L.F.P.A., *Tracts*, 1851, No. 3, p. 36 である。

えないムチャクチャな表ではあるが——をかがげ、1847年度の租税収入^(ママ)5,900万ポンドのうち4,700万ポンドが商工業 (trade and industry) より徴収され、不動産 (property) の所有者は1,000万ポンドしか負担していないという。⁽¹³⁾「[税収の] 大部分が土地あるいは財産からではなく、茶、コーヒー、砂糖、タバコ、スピリッツ、バター、チーズ、石けん等々、つまり貧乏人の必需品あるいはささやかな贅沢品から徴収されている (謹聴! 恥だ!)」⁽¹⁴⁾。

スレイは、富者も貧者と同様に茶や砂糖、コーヒーを消費し同額の税金を納めているという反論にこたえるため、間接税がいかに逆進的かを立証する。10万ポンドの年収のある貴族と週30シリング、年収75ポンドの機械工との間接税負担を計測——ただし、比較の数字はこれまたかなり恣意的である——し、「したがって、日々の糧を額に汗してかせぐ者は、茶、コーヒーその他の必需品にたいする税金を通じて全収入の4分の1を納税しなければならないが、先祖から財産を相続した者——つまり箸より重いものを持ったことがない者——は、同様な品物にたいする税金としては彼の所得の100分の3しか納めない。」⁽¹⁵⁾という。

さらに間接税の重課は、肉体的にも社会的にも悪影響をもたらす。すなわち、高率の間接税の賦課により、茶、コーヒー等の値段が引き上げられ貧民はそれらの消費を制限される結果、アルコール飲料の摂取にはしり、健康をそこなう。また、タバコやスピリッツに対する関税の重課により密輸がはびこる。当時タバコの密輸だけで生計をたてている者が24万6千人以上いたという。

間接税の欠点として、最後に通商上の観点が強調される。スレイは、とくに中国産の茶に対する関税の影響をとりあげる。当時茶関税は定額でポンドあたり2シリング2¼ペンスであった。そして、輸入原価はポンドあたり最上級の茶で2シリング、最下級のそれで6ペンスであったから、前者にたいする関税

(13) R. M. Martin は、5,000万ポンドの租税収入のうち、250万人の富者が1,153万ポンド、800万人の中産階級が2,544万ポンド、1,400万人の労働者がのこりの1,303万ポンドを負担しているという (*Reformer's Almanack*, 1850, p. 86.)。

(14) *Address on Parliamentary and Financial Reform* ——— by W. C. Sleigh, p. 10.

(15) *Ibid.*, p. 11.

負担は約100%、後者にたいするそれは実に400%に達した。これ自体逆進税の典型であったが、通商上の観点からみた時、スレイは、高率の茶関税が中国むけのイギリス製品の輸出を制限し、中国との貿易を破壊するという。つまり、中国むけのイギリス製品の輸出の伸びは、いかに多く中国の製品（ここでは中国産の茶）をイギリスが購入するにかかっていたのである。下院のある委員会におけるR.ガードナーの証言「わが国の貿易は、返り荷(returns)のあるなしにのみかかっている。中国人の能力ないし性向に関していえば、もし彼らが支払い手段をもっておれば、彼らは、ランカシャーで製造されるほとんどすべての商品を引きとることができる」と信じている。」を引用し、そして、この証言を支持してスレイは、「中国人との貿易の限度は、われわれが彼らから購入しうる茶の量に依存している。したがって、関税が高率の時は、われわれはほとんど茶を購入できなかったが、それが引き下げられると多くの茶を購入できた。われわれの輸出は、関税の上昇あるいは低下に即応して増加し、下落したのである。」⁽¹⁶⁾という。

さらに、『改革者のための年鑑、1850年版』は、LFRAの集会におけるF. Boultonの発言を紹介し、関税が単にイギリスと中国との交易の発展を阻害しているだけではないことを強調する。ボルトは、関税の弊害をみるため、たとえば綿織物業をとってみようという。「たしかに私は自由に原料を輸入し、製造し、なんのさまたげもなしにそれを輸出できることは事実である。しかし、返り荷(returns)が到着した瞬間に、税関は私の積出した品に対する代金回収に干渉する。言うまでもないが、私の製品に対する見返りとしてどのような商品がえらばれるかは先方次第である。私は相手が選んだものを受け取らなくてはならない。そうでないと商売ができないのである。そこで、私は、中国からは茶、ブラジルからは砂糖あるいはコーヒー、フランスやスペインからはワインを受け取らなくてはならない。しかし、これらのすべての商品には途方もない関税が課せられており、しばしば赤字覚悟でなければさばけない。したがって

(16) *Ibid.*, p. 14.

私はもはや製品を輸出できないのである。つまり、ボイラーに火を入れる者はただちに銃殺せよという命令をうけた1列縦隊の兵士たちが機関室に配置されているかのように、マンチェスターの私の工場は事実上運転を停止してしまっている。」⁽¹⁷⁾つまり、茶、砂糖、コーヒー、ワイン等国民経済的にみて一見それほど重要度のたかくないと思われる商品にたいする関税の減税ないし廃止が「世界の工場」としてのイギリス資本主義の死活問題をなしたのである。そして、貿易統計の分析により「イギリス商品にたいする外国の需要こそが、論理必然的にイギリス輸出市場の主要な決定要因であった。」⁽¹⁸⁾といったのが、アメリカのイムラー氏であり、これこそイギリス自由貿易財政展開の cornerstone あるいはアルファでありオメガであるとしたのが、わが国の土生教授であった。⁽¹⁹⁾したがって、これら諸先学の研究に照らしても NPFRA の減税要求はイギリスの貿易構造に規定された、商工業者階級の切実な要請であったことが明らかになる。

直接税では、特に相続税の負担の不平等——特に商工業者の動産にたいしては1~10%の税率で相続税が課税されるのに、貴族や地主の土地や財産にはまったく課税されない——にたいする批判が、NPFRA の論者より主張された。⁽²⁰⁾

以上のような現行の税制体系批判に立つ NPFRA は、どのような租税改革を考えていたのであろうか。上述の批判より間接税減税を中心とする租税改革が大体想像されるが、具体的な資料は私の手許にはない。ただ、MFRA の書記 J. Matson が時の首相ラッセルにあてた手紙の形をとった、彼の私案と称する税制改正プランがここにあるので、それを手掛かりに彼らの考えていた税制

(17) *Reformer's Almanack*, 1850, p. 74.

(18) Albert H. Imlah, *Economic Elements in the Pax Britannica, Studies in British Foreign Trade in the Nineteenth Century*, New York, 1958, p. 127.

(19) 土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税』東大出版会、1971年、52、108~109ページ。

(20) *Address on Parliamentary and Financial Reform*…… by W. C. Sleight, p. 28; Williams, *op. cit.*, p. 21.

(21) John Matson, *Financial Reform. A New Budget for Lord John Russell*, London, [1849].

改革を検討してみよう。マトソンの税制改正は、第3表の減税案と、それにかわる新しい税体系を示す第4表とからなる。このプランは自家産着が多く杜撰なものであるが、それはここでは問わない。

この税制改正の眼目の第1は、借地農 (tenant-farmers), 商工業者, 庶民に対する減税である。すなわち、借地農に対しては彼らが直接負担する所得税 (スケジュールB) と救貧税を全廃し、穀物条例の廃止によって流入してくる

第3表 マトソンの税制改正案 (その1)

(単位 ポンド)

1. 所得 税 減 税	2,000,000
借地農に対する所得税(スケジュールB)の廃止	324,399
商工業と自由業に対する所得税(スケジュールD)の廃止	1,678,595
2. 食糧に対する課税の廃止	16,200,000
麦芽およびホップ	5,300,000
茶, コーヒ, ココア	5,900,000
砂糖, 糖 み つ	4,000,000
バター, チーズ, レーズン等	1,000,000
3. 産業の発展ならびに雇用を阻害する課税の廃止	2,896,000
石 鹼	965,000
紙	793,000
煉 瓦	638,000
広告ならびに新聞	500,000
4. 原材料にたいする課税の廃止	1,723,000
木 材	1,133,000
獣 脂 等	90,000
そ の 他	500,000
5. 健康をそこなう課税の廃止	3,500,000
窓 税	2,300,000
保 険	1,200,000
6. 免 許 税 の 廃 止	1,086,000
7. 遺 産 税 の 廃 止	1,000,000
8. 救 貧 税 の 廃 止	7,000,000
9. 燈台税および船税の廃止	500,000
合 計	35,000,000 ¹⁾

〔注〕 1) 合計は、35,455,000ポンドとなる。

〔出所〕 J. Matson, *op. cit.*, p. 6.

第4表 マトソンの税制改正案(その2)

(単位 ポンド)

1. 所得税シエジュールA, C, Eの増税	35,000,000
2. スピリッツ	8,376,000
3. ワイン	1,892,000
4. タバコ	3,000,000
5. 印紙税	3,500,000
6. 地租	2,000,000
7. 郵便事業収入	1,000,000
8. 王領地収入	500,000
合 計	55,268,000

〔出所〕 J. Matson, *ibid.*, p. 7.

外国産の穀物と借地農の生産するそれが十分太刀打ちできるようにすること、
 商工業者に対しては、これまた彼らの負担する所得税(シエジュールD)を廃止
 し、原材料、食糧にたいする関税、消費税を全廃することにより、産業ならび
 に貿易にたいする障害をとりぞくこと、そして、庶民の男性にたいしては、
 たとえば麦芽とホップにたいする課税を廃してビールの値段を半分にし、洗濯
 女には石鹼税を廃止してその価格を半分以下にすること等によって恩恵をもた
 らすことである。そして、第2には、以上の減税は、不動産、利子・配当なら
 びに官吏の俸給(シエジュールA, C, E)にたいする所得税の税率を現行のポ
 ンドあたり7ペンスから4シリングへと7倍ちかく引き上げることによっても
 たらされる増税3,500万ポンドによって、補填されるということである。シエ
 デジュールA, C, Eの所得にたいする税率ポンドあたり4シリングは非常に重
 いようにみえるが、マトソンによれば、現行の救貧税はすでにそれを上まわり、
 たとえば Norwich のそれはポンドあたり6シリング8ペンスになっているこ
 とから、負担しうる(しかも、救貧税は撤廃される)⁽²³⁾という。そして、金持

(22) ただし、マトソンは、茶、砂糖、コーヒー等にたいする関税の減税を食糧価格の引
 き下げを実現するという観点からとらえており、LFRAの集会で発言したポールの
 的観点はみられない。

(23) Matson, *ibid.*, pp. 7~8.

ちといえども減税による物価の下落により利益をうけ、「損をする者はだれも
 (24) (25)
 いない。」とする。

マトソンの税制改革は、商工業者、借地農の税負担をほとんどゼロにし、税収はもっぱら不動産ならびに不労所得から徴収しようとする1種の単税論であり、きわめて露骨な反貴族反地主的税制改革である。トーリーのディズレイリーは、すでに前年、急進派の財政改革のねらいが貴族的財産に負担を転嫁しようとするものであると議会で述べ、反対の意志を表明した。⁽²⁶⁾客観的にみても、たとえばスケジュールB、Dが勤労所得的性格がありそれを考慮するとしても無税というのはなんともキテレツであり、公平な課税の原則に反しているといえよう。したがって、このマトソン案は当時の中産階級がどのような理想的税体系を考えていたかを知る材料のひとつと考えたらよかろう。そう考えたうえで、第4表の税体系をみれば、間接税ではスピリッツ、印紙税、タバコからの税収が中心であり、ある意味では1860年代中期以降に実現された「税ぬきの朝飯」⁽²⁷⁾を示唆しており興味ぶかい。

最後に、NPFRAは、「知識にたいする税金」として悪評のたかかった紙税等にたいしても反対運動を展開していたことを付言しておきたい。当時の紙税等からの税収入は、第5表の通りである。これらの課税により特に打撃をうけたのが新聞であることはその税収入よりみても明瞭であった。新聞の場合、1ポンドの用紙に対して1ペニー半の紙税、新聞1部につき1ペニーの印紙税、そして、広告1件にたいして1シリング6ペンスの広告税がそれぞれ賦課された。そこで、『改革者のための年鑑、1850年版』は、このようないわゆる「知識にたいする税金」の即時廃止を、民衆教育の支持者、改革者たち、そして産業階級が要求すべきだという。なぜなら、「知識にたいする税金」の撤廃が民衆教育の

(24) *Ibid.*, p. 15.

(25) マトソンは、コブデンの1,000万ポンドの経費削減案を支持しない。彼によれば、大幅な減税により社会に繁栄と平和がもたらされ、軍隊や警察、行政官庁は大幅に削減整理される。これこそ国家経費を削減する真の方法であるという (*ibid.*, pp. 14~15)。

(26) 3 *Hansard*, xcix, 960~961. June 20, 1848.

(27) 土生, 前掲書, 90ページ。

第5表 紙税等の税込内訳(1848年)

(単位 ポンド)

外国書籍に対する税	76,478
紙 税	745,795
広 告 税	153,017
新 聞 印 紙 税	360,274
合 計	1,266,734

(出所) *Reformer's Almanack, 1850, p. 74.*

普及に役立つからであり、改革運動のひとつの武器となる安価な出版物の頒布を容易にするからである。

「知識にたいする税金」廃止の理由として興味をひくのが、それが商取引を活発にするという指摘である。「製造業者あるいは商人と大衆との間のコミュニケーションのチャンネルが増加すればするほど、商取引はますます容易になるであろう。売り手が1つの広告に現在支出している価格で2つの広告を出すことができるようになれば、買い手は多分飛躍的に増加するであろう。特に、印刷業は印刷物の増加により大幅に利益をあげることができるようになるであろう。⁽²⁸⁾」つまり、「知識にたいする税金」の撤廃が商工業の利潤の増大に役立つという論法であり、単純に言論の自由の獲得と労働者階級の啓蒙をめざしたものでなかったことがわかる。⁽²⁹⁾そこで、急進派の指導する「知識にたいする税金」撤廃の運動に欺瞞を感じた C. Murray は、のちに詳しく紹介する中産階級批判のパンフレットにおいて、「中産階級の欲しているのは実は自由な出版ではなく、安価な出版であり、彼らは、安価なしかしインテキな印刷物を全国にまきちらすであろう。そして、彼らは、実弾を使ってあらゆる腐敗墮落した物書きや政治的裏切り者を買収し、土地や貨幣、商業、宗教、政治等々に関するあやまった主張を普及させて大衆を籠絡し、地主制、高利貸、そして金儲

(28) *Reformer's Almanack, 1850, p. 76.*

(29) 岡本充弘「1848年以降のチャーティズム——デモクラティック・コンフェランスから新綱領の採択にいたるまで——」、『社会運動史』第4号、1974年、174ページ。

け追求に関する彼らの欺瞞的やり方にたいする追及をのがれるであろう。」⁽³⁰⁾と批判した。

V 議会改革

1832年の選挙法改正により、貴族、地主よりなる支配階級は、中産階級に権力委を譲ったのではなく、「ただ中産階級を既成の政治体制の中に組み入れて、彼らの政治権力の基盤を拡大しようとしたに過ぎなかった。」⁽³¹⁾このことは、中産階級の側からいえば、彼らが依然として政治権力の中枢から疎外されていることを意味した。NPFRAの議会改革の要求の根底には、議会が依然として地主、貴族、官僚等の旧勢力によって支配され、新興商工業者、都市住民の利害が政策に反映されないということにたいする強い不満があった。

スレイは、BrentfordにおけるNPFRAの集会において、「貴族的、地主的利害が大幅に尊重され、ほとんど排他的に代弁されている。ところが、人口の大部分は、人口の点からみても財産の点からみても、憲法がわれわれにあるべき姿として教えているようには代弁されていない。したがって、現行の庶民院 (House of Commons) は名前だけであって、実際は国民の議会 (People's House of Parliament)⁽³²⁾ではない。」といい、聴衆の喝采をあげた。NPFRAは、どのように大衆が支持する法案を庶民院に提出しようと、80~100票の賛成しかえられないことをなげき、庶民院の議員656人のうち現行の体制を支持する者が過半数を82人もうまわる369人いるという。⁽³³⁾したがって、現行の選挙制度を改正して、国民の利益代表が地主、貴族のそれを上まわらないかぎり、急進

(30) C. Murray, *A Letter to Mr. George Jacob Holyoake; Containing a Brief Review of that Gentleman's Conduct and Policy as a Reformer, with Especial Reference to His Reply to Mr. Linton* --- (以下, *Letter to Mr. G. J. Holyoake* と略称), London, 1854, p. 4.

(31) 中村英勝『イギリス議会政治の発達——19世紀の選挙と政党組織——』至文堂、1961年、82ページ。

(32) *Address on Parliamentary and Financial Reform* --- by W. C. Sleight, p. 26. [Beggs], *The National Reform Association*, p. 4も参照。

(33) *Ibid.*

派はつねに少数派にとどまらざるをえないというわけである。

さらに、1832年の選挙法改正以後も国会議員の選挙には買収、供給が横行するとともに、議員定数の割り振りにとも不合理があった。人口25万人、有権者1万2千人の「大産業都市」マンチェスターがわずかに2人の議員の定員しかもたないのにたいして、人口5千人余り、有権者わずか240人の、ハンブシャーの小さな町 Andover が同数の議員を選出しえたことにみられるように、都市の有権者の不満が大きかった。ウィリアムズによれば、イングランドにおける216のバラとカウンティ——有権者は全部で161,485人——が庶民院の半数をしめる329人を選出しようのにたいして、フィンズベリー、リヴァプール、ウェストミンスター、ミドルセックス、南ランカシャー、ヨークシャーのウェスト・ライディング——有権者は全部で169,368人——が18人しか議員を選出できないことになっていた。⁽³⁴⁾つまり、1832年の改正選挙法でもバラやカウンティの多くの小さい選挙区が残され、大都市の有権者の声を相殺していたのである。

ウィリアムズは、貴族や軍人、聖職者、官僚あるいは彼らの親類縁者が蟠踞する、現行の庶民院に財政改革を期待することは過去13年間の議員としての体験からいって「絶望的」であるという。⁽³⁵⁾そこで、スレイは、「団結こそ力である」⁽³⁶⁾として、貴族、地主の支配体制打破のために中産階級と労働者階級は共同行動をとってほしいと訴える。「中産階級と労働者階級の諸君に申しあげたいが、諸君は全国津々浦々において協力してほしい。諸君の利害は同一である——間接税は不当に諸君を圧迫し、貿易を制限し、商取引を拘束し、そして、産業活動の全面的発展をさまたげている。諸君は、必要以上に重い租税の貢納を強いられている。諸君は、富者も平等に分ちあうべき負担——彼らはそれを諸君に転嫁している——を強制されている。⁽³⁷⁾」しかし、間接税を減税して自由

(34) Williams; *Address to the Electors and Non-Electors of the United Kingdom*, p. 26.

(35) *Ibid.*, p. 23. *Address on Parliamentary and Financial Reform* — by W. C. Sleight, p. 22 も参照。

(36) *Ibid.*, p. 27.

(37) *Ibid.*, p. 28.

貿易を実現し、租税を地主あるいは不動産所有者に主として負担させようとする財政改革は、中産階級的発想にもとづくものであり、労働者階級は全面的に賛成するわけにはゆかなかつたであろう。

さて、以上のような NPFRA の議会改革の要請をうけて、J. ヒュームは、1848年6月、1849年6月、1850年2月、1852年3月と4回、⁽³⁸⁾ほぼ同様の趣旨の動議を、最初の3回はホイッグのラッセル政府の下で、最後の1回はトーリーのダービー政府の下で議会に提出した。その内容は、①いわゆる戸主選挙権の実現②秘密投票の実施③議員の任期を3年に短縮すること④人口に比例した適正な議員定員の配分であった。そして、これら4項目の中心は、ヒューム自身⁽³⁹⁾のべているように①の選挙資格の拡大にあった。

いわゆる戸主選挙権についてヒュームはつぎのようにいう。現在21才以上の成人男子は全国で500万～600万人であるが、そのうち選挙権をもっているのは、80万～85万人にすぎない。したがって、成人男子6人のうち5人が国政に参加する権利をうばわれていることになり、これが今日の国民の不満の最大の原因である。とくに兵士あるいは職工として国家社会にたいして重要な役割をはたしている労働者が排除されているのは問題である。本来国政に参加する権利は憲法上すべてのイギリス男子 (Englishman) にあたえられるべきものであり、それが国民全体の願望である。⁽⁴⁰⁾しかし、それは早急には実現できないの

(38) もっとも第1回のヒュームの動議は NPFRA の結成以前であるが、NPFRA の改革の大綱は1848年5月にでき上っていた。MacCoby, *English Radicalism 1832-1852*, pp. 287-288 をみよ。

(39) 3 *Hansard*, xcix, 899. June 20, 1848; 3 *Hansard*, c, 225. July 6, 1848. *Ibid.*, 174 (Serjeant Talfourd の発言) もみよ。

(40) 3 *Hansard*, xcix, 884. June 20, 1848. ヒュームは、グレイ内相とのやりとりの中で、女性にも将来選挙権があたえられるであろうという (3 *Hansard*, cix, 167. February 28, 1850.)。コブデンは、はっきりと男子普通選挙権は支持しないとのべ、財産のあることが有権者の条件だという (3 *Hansard*, c, 188. June 6, 1848.)。この点ブライトも同様で、彼は、晩年まで男子普通選挙権に賛成せず、限定された有権者こそが「民主的な (democratic and popular) 庶民院」をつくると考えた (Read, *Cobden and Bright*, p. 177.)。したがって、この点ヒュームは急進派の中ではきわめて進歩的だったといえる。

で、次善の策 (next best course) として有権者を納税者に限定する。しかし、その場合、タバコを吸い、ジンを飲む者、すなわち間接税の納税者も有権者となるかというそうではない。さらに制限がもうけられ、教区の救貧税を納付する者を有権者とする。つまり、「救貧税を現に納めているか、あるいは納める資格のある者で、1カ所に12カ月居住する者はすべて事実上の (de facto) 有権者とすべきである。」⁽⁴¹⁾そこで、ヒュームのいう「戸主 (householders)」には、戸主の外にそこに間借りしている者 (lodgers) も救貧税を納めるという前提で有権者に含まれるのである。これは、人民憲章の第1項をなす男子普通選挙権の要求を急進派として可能なきぎりとり入れた改革案であったといえよう。

そして、ヒュームは、NPFRA の改革の路線にのっとり、議会改革の目的は財政改革にあるという。「今日、社会における大部分の者は、誇張ではなく国政に声を反映できない。少数者によって多数者の課税が決定されている。その結果、課税は不公平になり、多くの者ははるかに過大な負担を強いられている。国民の公正な代議制度が実現されないかぎり、課税制度は改めようがないではないか。」⁽⁴²⁾

ヒュームの動議を支持して、NPFRA の会長ウォームズリー議員は、1850年につきのようについて、「等しく国民の望んでいるのは、税制の改正と国家経費の大幅な削減であることは否定できない。しかし、今日までのところ、すべての階級の福祉の実現に必要なそのような救済をおこなう見通しはまったくない。したがって、今や財政問題だけに没頭してきた人々も、産業を圧迫している租税の軽減を実現するには本院の改革を通じてのみ達成できるということを確信していると思う。」⁽⁴³⁾

ブライトは、ラッセル内閣の閣僚14人のうち貴族が7人もいる等のことをあ

(41) 3 *Hansard*, cix, 140. February 28, 1850.

(42) 3 *Hansard*, cxx, 94. March 25, 1852. 3 *Hansard* cix, 153. February 28, 1850 もみよ。コブデンも同様の趣旨を、もっと直截に主張している (3 *Hansard*, c, 186, July 6, 1848.)。

(43) 3 *Hansard*, cix, 159~160. February 28, 1850. 3 *Hansard*, cxx, 103~104. March 25, 1852 も参照。

げ政府のポストが貴族によって独占されていることを指摘し、国政に国民の声を反映するよう要求する。そして、特に、近年における新聞の購読者の増加とか廉価本の普及に示されるように労働者階級の知識の向上がめざましいことをあげ、彼らも十分に有権者になる資格があるという⁽⁴⁴⁾。

チャーティストの大立物、オコンナーは1848、1849、1850年の3回それぞれ短い発言をしてヒュームの動議を支持するが、その主張は一貫している。彼は、ヒュームの動議を「議会改革の正しい方向への第1歩」と評価し、戸主選挙権の実現を最終目標にはしていないことを明言する。そして、「もし尊敬する議員〔ヒューム〕の動議が今夜可決されたなら、明日6項目の〔人民〕憲章を主張する⁽⁴⁷⁾。」とのべ、だんだんと狂気にちかづきつつあったとはいえ、人民憲章の断固貫徹の姿勢をくずしていない。

議会改革の必然性を財政問題にもとめる急進派の主張にたいして、トーリーのディズレイリーは、その主張の根拠そのものがおかしいと具体的な数字をあげて批判する。たとえば、国民1人あたりの租税負担は1828年には2ポンド3シリング2ペンスであったが、それは1848年には1ポンド12シリング2ペンスに低下し、財政問題そのものが存在しないとし、1832年の改正選挙法で十分満足であるとのべ、ホイッグ政府を支持する⁽⁴⁸⁾。

さて、ラッセル首相は上述のような急進派の主張ないし批判にどのように答えたか。第1に、彼はヒュームの戸主選挙権の矛盾をつく。ヒュームは他方では選挙権をイギリス男子にあたえられる憲法上の権利 (constitutional rights) のひとつと主張しながら、現実には有権者を救貧税の納税者に限定するため依然として有権者になれない者が存在する。その数をラッセルは200万~300万人という⁽⁴⁹⁾。それはかなりな誇張であるが、ヒューム自身100万人が有権者になれ

(44) 3 *Hansard*, cv, 1209 ~1210. June 5, 1849.

(45) *Ibid.*, 1200.

(46) *Ibid.*, 1182.

(47) 3 *Hansard*, c, 211. July 6, 1848. 3 *Hansard*, cv, 1183. June 5, 1849; 3 *Hansard*, cix, 172. 28 February 28, 1850 も参照。

(48) 3 *Hansard*, xcix, 945~948, 951~952. June 20, 1848.

(49) 3 *Hansard*, xcix, 919. June 20, 1848. ディズレイリーも、戸主選挙権の矛盾

ないことを認めている。⁽⁵⁰⁾この矛盾にたいして、ヒュームは、1848年には、たしかに一部の者が有権者になれないが、「しかし同時に、多くの者が有権者となり、そして、それは、[有権者として]登録されるべく12カ月1カ所に居住しようとする強力な誘い水にならう。」⁽⁵¹⁾と、苦しい弁明をしている。ところが、1850年には、有権者になれない者がいて少数意見が国政に反映されなくても、政府は社会全体のためを考えて行政をしているから問題はないと開き直る。⁽⁵²⁾ここに、ヒュームの戸主選挙権論の限界がある。

ラッセル首相は、政府は貴族のためのものであり、政府の政策が国民の要求を反映して実行されてははいないという批判にたいして、1832年の選挙法改正以降政府は、国民の要求をうけ西インド諸島における奴隷制を廃止し、都市団体法を制定し、穀物条例を撤廃し、そして関税改正を実施するなどつぎつぎと改革を実行してきたと反論する。そして、「私は、この国の政府が貴族の利益のみをはかって行動してきたという非難——きわめて俗受けのする非難——を断固否定する。この国において貴族の享受している権利は、国民全体の享受している普遍的権利とまったく同一のものである。全国民は政府のもたらす利益を完全に享受していると確信する。」⁽⁵³⁾という。

これにたいして、たとえば、コブデンは、ラッセルのあげる諸改革は院外の大衆運動によってはじめて実現されたのだという。⁽⁵⁴⁾マンチェスターは庶民院にしかるべき数の議員をおくれないから、やむなく穀物同盟を結成したのである。議会が国民の声を正しく反映していない皮肉な例は、保守党員(R. グラッドストーン)を会長にいただくリヴァプール財政改革協会であるという。⁽⁵⁵⁾

ところで、ラッセル首相は基本的にはヒュームの提案に反対であった。その

をつき、イギリス臣民としてすべての男子が投票権をもつべきであるとすれば、なぜ有権者を戸主に限定するのかという (*ibid.*, 949.)。

(50) 3 *Hansard*, cix, 140. February 28, 1850.

(51) 3 *Hansard*, xcix, 897. June 20, 1848.

(52) 3 *Hansard*, cix, 141~142. February 28, 1850.

(53) 3 *Hansard*, xcix, 932. June 20, 1848.

(54) ブライトも同様の見解である (3 *Hansard*, cv, 1206. June 5, 1849.)。

(55) 3 *Hansard*, c, 193. July 6, 1848.

理由は大きく分けて2つ。第1。ラッセルの理解によれば、間借人も含むという戸主選挙権は事実上の普通選挙権であった。そのさい、有権者となる労働者階級に、イギリス帝国や、憲法、植民地、貿易等に関する諸問題について正当な判断をする能力があるかという、彼はそれはきわめて疑わしいという。「私は、この国の労働者階級の高潔さを全面的に信頼している。将来選挙資格が拡大され、彼らも有権者となる時がくるであろうことはうたがいない。しかし、私の現在見聞するかぎり、今日全国を地区に分け、尊敬する紳士〔ヒューム〕の提案するようにすべての男子に投票権をあたえたならば、国民は意図的なデマにまどわされ、その結果成立する本院は、国民の福祉とよき統治に貢献しないであろう。」⁽⁵⁶⁾

第2。ラッセルは有権者の拡大により階級対立が先鋭化することをおそれた。彼の念頭には monarchy と aristocracy と democracy の三者のバランスの維持、あるいはもっとはっきりいえば前2者の勢力でもって democracy を圧倒している現状を維持すべきだという考え方があった。したがって、急進派の主張するような戸主選挙権が実現し、人口に比例して議員の定員が改められると議会は、農村の利害を代弁する議員と商工業の利害を代弁する大都市選出の議員とに分裂し対立が激化する。「……私は、様々な代表をもつこと、すなわち大都市と同じく小さいバラも議員を送るという方が、敵対的な2つの見解を代表する2種類の人々しかいないよりはるかによいと考える。」⁽⁵⁷⁾ このように主張して、ラッセルは「漸進的な改革」⁽⁵⁸⁾をとるとした。

ラッセルは、否決されてもなおかつあきらめない急進派による連年の選挙権拡大の要求に応じざるをえなくなり、1852年2月に、政府案を議会に提出した。それは、①市とバラにおいて年価値10ポンドの家屋の占有者にあたえられていた選挙権を5ポンドに引き下げること②カウンティにおいては年価値50ポンド

(56) 3 *Hansard*, cv, 1222. June 5, 1849. 3 *Hansard*, cix, 198. February 28, 1850; 3 *Hansard*, cxx, 158. March 25, 1852 も参照。

(57) 3 *Hansard*, cv, 1215, June 5, 1849. 3 *Hansard*, xcix, 921. June 20, 1848 も参照。

(58) 3 *Hansard*, cv, 1225. June 5, 1849.

の家屋または土地の占有者にあたえられていた選挙権を20ポンドに引き下げ、copyholders と long leaseholders についてはその基準を10ポンドから5ポンドに引き下げること③カウンティ、パラに關係なく、年40シリングの assessed taxes または所得税の納税者に選挙権をあたえること⁽⁵⁹⁾からなっていた。

この提案にたいして急進派の中ではブライトが現状の改善にすこしでも役に立つとして賛成した。しかし、ヒュームは、政府案が1832年の改正選挙法の「弥逢策」⁽⁶⁰⁾にすぎず、特に200万～300万人に達する労働者を排除しているのは問題だとして反対し、ウォームズリーも、それが納税者と産業階級の権利を認めておらず不満であるとして反対した。ところがラッセル政府は上記の提案をした直後に倒れ、それは結局日の目をみなかった。

ヒュームは、トーリーのダービー政府が成立した直後の1852年3月に、4度目で最後の動議を提出した。これにたいして、庶民院におけるトーリーの指導者となった蔵相のディズレイリーは、牽強付会ともいうべき論法で一蹴してしまう。すなわち、ヒュームは今日成人男子⁽⁷⁷⁾7人に1人しか選挙権があたえられていないというが、統計的に正しく検討すると有権者でない男子は3人に1人であり、人口比でみた議員の定員は圧倒的に都市が農村部より不利であるというヒュームの指摘も実は逆である。したがって、「私のみるところ、彼ら〔ヒュームたち〕は単なる計算上のミスをしたというよりは、はなはだしく悪質な統計上の操作をやっており、そのような誤った不完全なデータにもとづいた主張は、……みとめるわけにはゆ⁽⁶¹⁾ない。」としたのである。

かくして、NPFRA の運動を背景にしたヒュームの“Little Charter”は、1848年には84対351、1849年には82対268、1850年には96対242、そして1852年には89対244で否決され、ホイッグとトーリーのかたいスクラムを突破できなかった。

(59) 3 *Hansard*, cxix, 261~263. February 9, 1852.

(60) *Ibid.*, 269.

(61) 3 *Hansard*, cxx, 151. March 25, 1852.

VI NPFRA の崩壊

「急進派 = 労働連合」を構想して、急進的中産階級によって指導された NPFRA の運動は、1849～1850年にかけて、イングランドとスコットランドにおいて急速に普及したが、その崩壊も早かった。つきにその経過をみよう。

まず、NPFRA の一翼をになったチャーティスト右派のオコンナーたちの動静をみよう。チャーティストの中央組織である全国憲章協会は、1849年12月に開かれた代表者会議において NPFRA の路線を支持する決定をおこなったが、その直後だけにチャーティスト左派の巻き返しがあり、1850年2月には、NPFRA に反対の態度をとるハーニーらが全国憲章協会の指導権をにぎった。⁽⁶²⁾ハーニーは、同月の『民主評論』において、「コブデンの自由保有土地計画やウォームズリーの ‘Little Charter’ の目的は、明らかに、選挙権を拡張し庶民院を ‘マンチェスター派’ の代表者たちで占領することにある。要するに、両者の政策は、ブルジョアジーの覇権を確立するためにプロレタリアートを利用することである。⁽⁶³⁾」と書き、労働者階級に警告を発した。

1850年5月には、NPFRA の支持をめぐってオコンナーとハーニーは衝突した。そして、「中産階級急進派との協調を推進し、人民憲章に何ものも加えぬ純粹かつ単純な憲章を目的とするオコンナー・クラーク派のチャーティストと、中産階級との協調を拒否し、人民憲章に社会改革の要求を統合させて運動の前進を考えるハーニー派とは分裂したのである。⁽⁶⁴⁾」分裂後クラークは全国憲章協会をはなれ別行動をとったが、オコンナーは少数派に転落しながらも協会内部にとどまった。そして、彼は、1850年10月、『北の星』紙上で、チャーティスト陣営再統一のためマンチェスターで代表者会議を開くことを提案して、公然たる分派行動にでた。しかし、同年末に成立した全国憲章協会の新執行部も、ハー

(62) 古賀秀男『チャーティスト運動の研究』, 313～314ページ。

(63) *Democratic Review*, February, 1850. Gillespie, *Labor and Politics*, pp. 87～88より再引用。このような見解を、ハーニーは、すでに1849年8月の『民主評論』において発表している (*ibid.*, p. 91)。

(64) 古賀, 前掲書, 316～317ページ。

ニー、ジョーンズらの左派が指導権をにぎり、NPFRA との協調を拒否した。⁽⁶⁵⁾

しかし、1851年1月、オコンナー派は、ジョーンズら全国憲章協会執行委員の多数の反対をおしきって、マンチェスター会議を開催し、NPFRA との協調路線をからくも可決した。⁽⁶⁶⁾そして、同年3月、マンチェスター会議で決定された路線に呼応して、マンチェスター・チャーティスト協会は、人民憲章と社会革命を統合した全国憲章協会の方針を放棄し、NPFRA との協調路線をとることを決定して、大きく右旋回した。

マンチェスター・チャーティスト協会は、これまでのチャーティストたちの運動は国民の趣味嗜好にあわず、いたずらに敵愾心をあおるだけで、「まったくの失敗」⁽⁶⁷⁾だったと自己批判し、これからは中産階級と密接に協力しつつ憲章の実現にむけてすすむという。そして、NPFRA については、「われわれは、彼らのこれまでの行動を高く評価し、彼らの苦難にみちた、しかし崇高な企図に全面的に賛意を表す。……われわれは、これから彼らと肩をくんで行進し、彼らの敵はそれが誰れであろうとすなわちわれわれ共通の敵である。」⁽⁶⁸⁾とのべ、NPFRA と行動をとると明言する。さらに、同協会は、きたる総選挙において選挙協定を NPFRA との間に結び、「われわれは、組織としては立候補者にチャーティストを推薦する。しかしそれが不可能なところでは、庶民院において労働者階級の声を反映させる最善の方策として、チャーティストは、⁽⁶⁹⁾全国議会・財政改革協会の立候補者を支持すべきである。」と決議した。

このようなマンチェスター・チャーティスト協会の方向転換は、全国憲章協

(65) 同上書、322～323ページ。

(66) マンチェスター会議の詳細については、岡本充弘、前掲論文、182～186ページをみよ。

(67) [James Alcock] *The Council of the Manchester Chartist Association to the Democratic Reformers of Great Britain*, [Manchester, 1851], p. 2. マンチェスター・チャーティスト協会の右旋回の方針は、同年3月2日に開かれた同協会の総会において承認された。そして、この右旋回には、フィンズベリー選出の国会議員でチャーティズムの共鳴者 Thomas S. Duncombe が1枚かんでいた (*ibid.*, pp. 7～8.)。

(68) *Ibid.*, p. 4.

(69) *Ibid.*, p. 6.

会の主流派にとっては裏切りとうつった。E. ジョーンズは、マンチェスター・チャーティスト協会の動きを、チャーティストたちをマンチェスター派にうりわたす陰謀であると非難した⁽⁷⁰⁾。しかし、オコンナーの企画した、NPFRA と共同行動をとりチャーティズムを本来の姿に引きもどすという計画は、十分展開されないうちに自滅してしまった。というのは、オコンナー自身が1852年6月に狂気と診断され、精神病院に収容されたからである。このことは、NPFRA の運動にも大きな打撃をあたえたと思われる。1852年に入り、NPFRA がその活動を事実上停止した理由のひとつは、オコンナーの発狂にあったであろう。

一時は中産階級との同盟を支持した労働者階級も、1850年代はじめの労働争議を通じてブルジョア急進派の主導のもとにすすめられる「急進派＝労働連合」に不信を深めていった。その契機が1850年のウォルヴァーハンプトンのブリキ職人のストライキであり、そこにおいて親方徒弟法 (Master and Servant Law) の不当性が認識され⁽⁷¹⁾、その法律の改正のために労働者階級の代表を議会に送る必要が痛感された。合同機械工組合の機関誌『職工』は、1851年7月に、「人民 (people) は、自らの階級出身の代弁者をもたなければならない。他の誰れも、人民の気持ち——彼らの窮状——彼らの強さと弱さ——を本当に理解したり、表明したりはできない⁽⁷²⁾」とのべ、さらに、「もし人民 (people) が選挙権をもっていたなら——もし労働者が親方と同様に法律を作る権限をもっていたなら——このような不合理は一掃されるであろう⁽⁷³⁾」とし、選挙法改正運動において独自の路線をとる決意を表明した。そして、1852年7月の総選挙には、『職工』の編集者で、合同機械工組合の指導者、W. ニュートンが史上最初の労働者階級の独自の立候補者として出た。

ところで、NPFRA の中核をなす中産階級の動静はどうか。正直に言ってこれがほとんどわからない。推測だが中産階級の間でも歩調の乱れがあったよう

(70) Gillespie, *op. cit.*, p. 90.

(71) Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism*, 2nd ed., London, 1896, pp. 232~233.

(72) *The Operative*, 12 July, 1851. Gillespie, *op. cit.*, p. 97 より再引用。

(73) *The Operative*, 19 July, 1851. *Ibid.*, p. 47より再引用。

にみえる。その大きな理由のひとつは、ヒュームの“Little Charter”が1848年～1852年において4回庶民院に提出されたが、いずれの場合も100票以上の支持はえられず、“Little Charter”実現の見込みが事実上ついていたことであつたと思われ。1852年2月に、ラッセル政府が倒れ、かわってトーリーのダービー伯が組閣した。ダービー政府は、当然のことであるが、ブルジョアジーが労働者階級を味方にして地主・貴族勢力を駆逐しようとする「急進派＝労働連合」には反感をもった。しかし、ダービー政府は1年も続かず、1852年末にはホイッグとピール派の連立内閣であるアバディーン政府が成立した。そして、1853年10月、トルコがロシアに宣戦を布告してクリミア戦争の前哨戦がはじまった。

1853年11月、コブデンは、ブライトあての手紙においてつぎのように急進派を批判した。——今、国民の関心は国内問題から対外問題に移りつつあるが、その大きな原因は、政府の外国干渉政策にある。しかし、いわゆる急進派にもその責任の一端がある。「私にいわせれば、(いわゆる)急進派は議会改革を要求するにあたってかつての選挙法改正法案が約束したような成果を提示していない。ホイッグが1830年に改革の狼煙をあげた時、彼らは、経費の削減や平和、対外不干渉政策、その他のあらゆる現実的利益を約束した。もっとも、のちに化けの皮がはがれ、それらは9分通り実現されなかったが。ところが、急進派(私のいうのは、ホイッグよりは良心的を人々で、しかしマンチェスター派ではない者たち)は、結局、[政府の]拙劣な政策に同調し、経費の削減の可能性をつぶし、対外干渉政策や、それからもたらされる国債や失政に賛成して貴族に文句をよういわないようになってしまっている。⁽⁷⁴⁾すなわち、軍事費を中心とする経費の削減と平和外交を旗印にしたコブデンの目からみれば、NPFRAの改革者たちはパーマストン外交に屈してしまっており、議会改革を通じての財政改革の方途は、もはやたれてしまったのである。やがて、イギリスもクリミア戦争に参戦し、NPFRAの運動はその興奮のつぼにのまれてしまう。そして、1854年に、「急進派＝労働連合」を企図したNPFRAに最後の止めをさす

(74) Morley, *The Life of Richard Cobden*, vol. II, p. 146.

パンフレットがあらわれたのである。

筆者、チャールズ・マレイはオブライエン、ジョーンズ派のチャーティスト。『G. J. ホリオーク氏への手紙……』という表題からも明らかなように、それは直接的には、かつて全国憲章協会の執行委員をつとめたオーエン主義者ホリオークの批判を意図したものであるが、その主たる攻撃目標は、コブデンに代表される急進的中産階級であった。

マレイは、冒頭においてこれまでにおけるブルジョア急進派の議会ならびに財政改革をつぎのように断罪する。「過去25年間にわたって労働者階級の状態を改善するという表向き目的でおこなわれてきた政治および財政改革の様々な計画を検討してみると、まことに憂うつになるがそれらのひとつひとつが単なる幻想であり囮であるにすぎなかった。……改革のためのたえざるたたかいに人民は時間と金と情熱をそそいだが、すべてが人民にとって目にみえる利益をうまずに終ったこと、つまり失望と無感動以外のものをうまなかったと思うと痛恨の極みである。」⁽⁷⁵⁾この批判は、過去25年間の政治および財政改革運動にたいするものであるとマレイはいうが、以下に展開される内容より判断してNPFRAの改革運動に対するものであることは明らかである。

マレイはただちにコブデンの批判に移る。マレイは、ホリオークのいうようにコブデンが急進派であることは否定しないとのべたあと、ただし、彼は「単なる中産階級の扇動者の1人、つまり、中産階級をこの国の支配者とするために他のあらゆる階級——地域的、産業的——を利用しようとしている者」⁽⁷⁶⁾とする。そして、コブデンが力をそそいだ自由保有土地運動については、中産階級が地主、貴族から自己を守るための運動にすぎないと批判する。「それは、自由保有土地運動を拡大し旧来の土地的インタレストの反攻から最近の自由貿易的政策を守護しようとする、中産階級の利己的インタレストの表われ、すなわち大衆をおそれる中産階級の策略にすぎない。したがって、コブデン氏や自由

(75) C. Murray, *Letter to Mr. G. J. Holyoake*, p. 1.

(76) *Ibid.*, pp. 2~3.

貿易主義者たちの熱望していることは、自由保有者の団体をつくること、つまり40シリング自由保有協会を通じてカウンティ選挙における有権者を増加することによって地主的貴族の影響力に対抗することである。⁽⁷⁷⁾」

さらに、マレイは、マンチェスター派の唱える通商による平和外交を批判し、その本質を暴露する。「平和を説くのは、それが彼らのインタレストに合致しているからである。……コブデン氏が、周期的に戦争を不可欠とする現行の通商体制の支持者であることを忘れてはならない。インドやケープ植民地、中国におけるわが戦争をみよ。⁽⁷⁸⁾」マレイは、平和外交が正義の原則にもとづくものではなく、商売上のソロバンにもとづいて唱えられていることを、ハンガリー独立運動とトルコの分割とに対するコブデンならびに資本家たちの主張を通じて明らかにしたあと、現在イギリスの商工業者階級が平和をのぞんでいるのは国際貿易の発展を第1に考えるからであるという。「この国の通商体制が平和を必要としているのである。全世界との貿易がわが貿易商人たちの現在の motto である。⁽⁷⁹⁾」

最後に、マレイは、パンフレット中の圧巻、中産階級批判を展開する。中産階級と労働者階級が一体になるべきだというホリオークの主張はバカげたものである。利害が一致し相互補完的なのは貴族と中産階級であり、「中産階級と労働者階級ほど利害が相互に180度対立する階級は存在しない。⁽⁸⁰⁾」労働者階級は、食糧を生産し、家を建て、船をつくるなどして、社会の価値あるもの、有用なものを生産する。しかし、彼らはけっして富裕にはならない。「実際に社会の価値あるすべてのものを生産するのは額に汗して働く数百万の人々であるが、彼らは生きるよろこびを知らない唯一の階級である——また、彼らは、たえまなく自ら生産する奢侈品はまったく、そして便宜品はほとんど享受しない唯一の階級である。彼らは無限の生産力をもちながら、財産を所有していない、この

(77) *Ibid.*, pp. 6~7.

(78) *Ibid.*, p. 10.

(79) *Ibid.*, p. 12. マンチェスター派の通商による平和外交は、それ以前からチャーティストあるいは労働者階級から批判されていた(Gillespie, *op. cit.*, pp. 44, 75.).

(80) Murray, *op. cit.*, p. 14.

世における唯一の階級である！彼らをこのようにしたのは誰れか——中産階級以外の誰れが考えられよう。彼らに財産をあたえず、奢侈品をあたえず、便宜品をあたえず、必需品さえあたえないようにしたのは誰れか。常識的かつあらそう余地のない答えは、それが中産階級であるということである。⁽⁸¹⁾ マレイは、資本主義的生産関係の本質をみぬき、搾取こそが労働者階級を窮乏化させたのであるという。そして、「労働者は、中産階級の賃金奴隷である。そして、それは、自らの行為によってではなく、『強制力』によって、つまり、中産階級の、あくことない貧欲かつ不当な行為によってもたらされたのである。⁽⁸²⁾」と結論する。

ここまでくれば、NPFRA の目ざした、中産階級と労働者階級の連合戦線は粉碎されてしまったのも同然である。主人と奴隷はとうてい肩をくんで行進なんかできっこない。そして、翌年1855年に、NPFRA の解散が正式に決定された。

VII むすび

以上、1849年初めに結成され、一時はイングランド、スコットランドを席卷したが、1852年には事実上活動を停止し、そして、1855年に解散した、財政ならびに議会改革を目ざすNPFRA について乏しい資料をつかって考察してきた。ここで若干のまとめをおこなっておきたい。

第1。NPFRA は、財政問題の解決を主要かつ現実的な課題とし、それを達成するために、地主、貴族の支配する庶民院の改革をめざす“Little Charter”を旗印にかかげ、「急進派＝労働連合」を実現しようとした。NPFRA の企図したところを、再度ウィリアムズの言葉で示せばつぎのようになる。「このような膨大な経費をまかなうために課税の不平等が横行し、それが勤労階級 (industrious classes) を非常に圧迫し、広範な困窮、不満の原因となっている。その原因をさらにさかのぼれば、庶民院があるべき姿——国民多数の代表機関——になっ

(81) *Ibid.*, pp. 15~16.

(82) *Ibid.*, p. 16.

ていないこと、すなわちグレイ伯爵が〔1832年の〕選挙法改正法案の第2読会を提案したさいに言明したような、憲法(Constitution)の精神にのっとった『国民の完全かつ公平な代表機関』になっていないことにある。⁽⁸³⁾ここからヒュームが執拗に追求したいいわゆる戸主選挙権の要求がでてくる。このような NPFRA の改革の内容を検討すれば、それが「資本家的用語」⁽⁸⁴⁾で語られた、商工業者階級の利害の表明であることは明らかであり、C. マレイの批判はほぼ正鵠を射ているといえよう。

第2. NPFRA の崩壊の原因はどこにあったか。これは、挙げるに困らないくらい多くの原因が考えられる。すなわち、議会改革の路線をめぐるブライトとコブデンの見解の不一致、チャーティストの右派しか NPFRA の支持者として獲得できなかったこと、全国的知名度のあまり高くないウォームズリーを会長にいただいたこと、オコンナーの発狂、“Little Charter”の提案が何度ころみても議会の第1読会さえ通過しなかったこと、社会経済的にみて飢餓の40年代より繁栄のヴィクトリア中期に入りつつあったことなどである。これらはいずれも崩壊の原因として無視できないが、政策思想的にみて重要なのは、「急進派＝労働連合」の構想にそもそも無理があったということであろう。このことを、ギレスピー女史は「妥協」という。「急進的改革に接近しようとして『実業家連中』を敵にまわし、マンチェスター派の歓心を買おうとして熱心な労働者階級の政治家たちを遠ざけてしまった。」⁽⁸⁵⁾しかし、小稿の分析の結果では、NPFRA は、労働者階級の要求を十分に吸い上げることも彼らに魅力的な政策を提示することもできず、むしろ商工業者階級の利害を労働者階級に承認させようとしたために労働者階級の支持をうしなつたとみる方が真相にせまってい

(83) Williams, *Address to the Electors and Non-Electors of the United Kingdom*, p. 8.

(84) Gillespie, *op. cit.*, p. 80.

(85) この点、1852年2月のウォームズリー署名の NPFRA の檄文が、議会ならびに財政改革とならんで自由貿易の実現を、その3大要求の1つとしてかかっているのは面白い。The Council of the National Parliamentary and Financial Reform Association, No. 1, *To the People*, n. p., February 22, 1851 を参照。

(86) Gillespie, *op. cit.*, p. 104.

るといえよう。⁽⁸⁷⁾そして、チャーティストの一部の支持をもとに、政治権力を中産階級の手におさめようと試みたものの、貴族、地主、軍人等の旧勢力に支持されたホイッグ＝トーリーの同盟をつき破れなかったのである。

第3に、財政改革と議会改革を不可分のものとして結びつける NPFRA の路線は、18世紀中葉以来のイギリス急進主義運動の伝統的パターン、あるいは主流をなすものであることを指摘しておきたい。マッコビー氏によれば、近代のイギリス急進主義はジョージ3世治下に発生したウィルクス事件を契機とする議会改革を出発点とする。⁽⁸⁸⁾氏は、急進主義運動における財政改革の側面にあまり言及しないが、ウィルクス事件が議会改革とならんで財政問題をすでに内包していたことは、有名な『北方のイギリス人』第45号をみれば明らかである。⁽⁸⁹⁾ウィルクス事件は1780年のヨークシャー運動と財政改革の前哨戦をなす。19世紀に入れば、選挙法改正をめざすパーミンガム政治連盟のデモ行進において「安価な政府」という財政改革をめざすスローガンがみられたことは、わが国では周知のことである。

1850年の匿名パンフレット『仮面をはがされた守護者』は、興味ぶかいことに NPFRA の運動がそのようなイギリス急進主義運動の伝統をふまえているという。匿名氏は、ジョージ三世治下の対アメリカ、フランス戦争による財政の浪費を批判し、財政節約に関する1780年2月のシェルバーン伯爵の動議を引用し、19世紀に入ってはヒュームの財政改革に言及する。そして、「彼〔ヒュー

(87) トーリーのディズレイリーも、NPFRA 成立の前年ではあるが1848年の議会において、ヒュームの“Little Charter”の運動が中産階級の政府をめざす中産階級の運動であり、「彼らの植民地、議会、ならびに通商改革においては働労階級 (working classes) にたいする同情のカケラもみられない。」(3 *Hansard*, xcix, 959~960. June 20, 1848) といひ、彼一流のあくどい表現ではあるが、ブルジョア急進派 (マンチェスター派) の運動の一面を見抜く発言をしている。

(88) MacCoby, *English Radicalism 1832-1852*, Introduction; do. ed., *The English Radical Tradition 1763-1914*, Introduction をみよ。

(89) ウィルクス事件については、さしあたり岩間正光『イギリス議会改革の史的研究』御茶の水書房、1966年、第8章をみよ。ウィルクス事件のもつ財政問題に簡単にふれたものに、舟場正富『イギリス公信用史の研究』未来社、1971年、272~273ページがある。

ム]の志を引き継ぎ、彼の主張(若干展開された見地を付加して)を採用し、彼の模範に鼓舞され、『全国改革協会』は運動をすすめてきた。⁽⁹⁰⁾という。また、このパンフレットがウィルクスの生まれた Clerkenwell の NPFRA の承認をえて発行され、その内容がすでにみたようにチャールズ2世の私生児たちを先祖にもつ貴族に下賜されている年金の不当性を糾弾するというのも興味ぶかい。このようなことから、ウィルクス事件、ヨークシャー運動の伝統が NPFRA の運動の中にも脈打っているといえないであらうか。

(90) Anon., *The Protectionist Unmasked*, p. 5.